

令和3年10月1日

保護者 様

北九州市教育委員会  
北九州市立尾倉中学校  
校長 栗原 博 巳

### 緊急事態宣言解除に伴う市立学校の対応について

平素より、本市並びに本校の教育活動にご協力・ご理解いただき感謝申し上げます。

さて、9月30日(木)をもって福岡県に発令された緊急事態宣言は解除されることになりました。このことに伴い、北九州市教育委員会より10月1日(金)以降の対応について通知がありました。つきましては、下記のように対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、福岡県独自の対応が実施される可能性が高いことや次の感染拡大の波を抑える観点から、引き続き感染拡大防止策(毎日の健康チェック・マスクの正しい着用・こまめな消毒・身体的距離の確保)の徹底については、これまで通りご理解とご協力をお願いします。(詳しくは北九州市のHPにも掲載しています)

### 記

#### 1 授業等について

- ① 1単位時間50分の6時間授業となります。下校時刻は16時頃になります。
- ② コロナ不安等により学校へ登校することができない生徒の学習機会を確保するため、オンライン授業による学習支援は継続します。
- ③ 授業でも生徒に対し、感染症への意識向上及び対策の徹底を指導していきます。

#### 2 部活動について

- 感染対策に十分留意した上で再開します。活動再開に当たっては、長期間の部活動中止により低下した生徒の体力や部活動毎の特性を考慮し、段階的に活動量を増やす等の工夫を行います。その他、活動に内容による制限がありますので、部活動顧問には指導を行っています。
- 練習試合、合同練習については、中止とします。ただし、公式大会等の3週間前から県内に限り、実施できるものとします。この場合にあっても、練習試合や合同練習会を行う際には、参加校数を2~3校に限定するなど感染症対策が十分に行える規模で実施します。
- 保護者の観戦については、感染対策を講じた上で、実施可となります。
- 県大会以上の大会参加については、安心して大会に参加できるように、事前にPCR検査を受けることができます。(任意)

#### 3 学校行事等

- ① ふれあい活動(1年) : 10月13日(水)に感染症対策に十分留意した上で実施します。
- ② 体育大会 : 10月30日(土)に実施します。詳細は後日お知らせします。
- ③ 文化発表会 : 11月以降に実施する予定です。
- ④ 修学旅行 : 10月14日(木)・15日(金)に感染症対策に十分留意した上で実施します。安心して参加できるように、事前にPCR検査を行います(任意)。
- ⑤ ひまわり学習塾 : 10月1日(金)より再開します。
- ⑥ 特別支援学校高等部学校見学会・就学に係る特別支援学校(特別支援学級)等見学 : 10月1日(金)より再開します。ただし、条件付きの見学会等がありますので、担任にご確認ください。

#### 4 学校開放

- 10月1日(金)以降感染防止対策を厳重に行った上で、スポーツ開放、遊び場開放(団体)、目的外使用許可による使用を再開します。

#### 5 生徒の心のケアに関すること

- 子どもたちの悩みや不安の解消を図ることを目的に、各学校担当のスクールカウンセラーが子どもたちの相

談に応じる体制をつくっています。ご心配な点があれば、担任まで連絡してください。

## 6 生徒のみなさん、保護者のみなさまへのお願い

- ① 学校へ登校する時には、学校から配付した「健康チェックリスト表」を持参してください。消毒・検温は生徒下足置き場前で行います。
- ② お子様や同居家族の方が「風邪症状がありPCR検査を受ける場合」は、原則、登校できません。ただし、スクリーニング検査等は除きます。
- ③ こまめな手洗いをし、咳やくしゃみが出る場合には咳エチケットを心掛けてください。また、免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけてください。
- ④ 風邪症状がある場合には外出を控えてください。
- ⑤ 集団感染の共通点は、特に、「換気が悪い密閉空間」、「人が密集している」、「近距離での会話や発声が行われる」です。日頃から集団感染が発生しやすい場所や場면을さけてください。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症について、ふざけて冗談や悪口を言ったり、人を傷つける行動をとったりすることは、いじめにつながり、決して許されることではありません。みんなで力を合わせて誰もが安心して過ごせる学校をつくりましょう。

## 7 登校判断・欠席の取り扱いについて

- 新型コロナウイルス感染症に関して、市立学校及び市立幼稚園での「登校判断・欠席の取り扱い」は、次のとおりとしています。なお、この取り扱いは、令和3年10月1日時点の内容です。今後、市内の感染状況の推移や文部科学省の通知等を踏まえて内容を見直すことがあります。
- ① 感染が判明したとき等  
児童生徒の感染が判明した場合：「出席停止」（治癒するまでの間）
  - ② 登校に際して不安や心配があるとき  
何ら症状のない児童生徒等が「感染したくない」との理由で欠席する場合：「校長が出席しなくてもよいと認めた日」（欠席扱いになりません）
  - ③ 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを接種するために欠席するとき：「校長が出席しなくてもよいと認めた日」（欠席扱いになりません）
  - ④ 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種後に「副反応」が出たとき：接種後、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合「出席停止」（発熱等の症状がなくなれば、登校可）
  - ⑤ その他
    - (1) 児童生徒が濃厚接触者となった場合：「出席停止」（感染者と最後に接触した日から起算して14日間）
    - (2) 児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られる場合：「出席停止」（症状がなくなれば、登校可）
    - (3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等が感染予防のため欠席する場合（個別に判断）：「校長が出席しなくてもよいと認めた日」（欠席扱いになりません）
    - (4) 同居している家族が濃厚接触者となった場合：「校長が出席しなくてもよいと認めた日」（欠席扱いになりません＜同居家族の検査結果が陰性であれば、登校可＞）
    - (5) 同居している家族に発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種の副反応と思われる発熱を含みます）：児童生徒（本人）に発熱等の風邪症状がない場合は登校可
- ※ 上記に際して、分からないことや心配があるご家庭におかれましては、学校にご相談ください。また、PCR検査を受検する場合も学校まで連絡をお願いします。

## 8 学校での感染予防の取組

- ① 学校・園における感染症対策をまとめたものとして、「学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症対応保健マニュアル（第四版）北九州市 HP 掲載」を作成し、対策の徹底を図っています。
- ② 感染症対策の基本となる「手洗い」や「咳エチケット」とともに、健康観察の徹底、生徒のマスク着用、ドアノブ等の消毒、教室等の常時換気を行っています。
- ③ 感染予防及び感染拡大防止のため、生徒のみなさんや教職員に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに学校を休み、自宅で休養するようお願いしています。

## 9 新型コロナウイルスに感染した児童生徒等への対応について

学校保健安全法第19条の規定に基づき、出席停止となります。北九州市保健所等の関係機関と連携し、感染拡大等の状況により、学級・学年・学校閉鎖の措置を取ります。